

■地方自治法上の広域行政制度一覧表

分類	設立目的	特徴等	設置手続
特別地方公共団体	<p>一部事務組合 (第284条)</p> <p>複数の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古くからある最も汎用的な共同処理方式 法人格を有するため、規約で定められた事務を共同処理するために必要な範囲において権利義務の主体となり得る。 	<p>①構成団体の協議（構成団体の議会の議決を経る。）</p> <p>②許可の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が加入する場合は総務大臣、都道府県が加入しない場合は知事 市町村のみで構成する場合であっても、構成団体が複数都道府県にわたるものは総務大臣
	<p>広域連合 (第284条)</p> <p>複数の地方公共団体が、地域の具体的な広域的な政策や行政需要に対応するとともに、国等からの事務の配分の受入体制を整備するために設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国等から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 国等に対し権限や事務の移譲を要請できる。 構成団体に規約の変更を要請できる。 広域計画の実施上支障がある場合には、構成団体に対し改善策等の勧告ができる。 処理事務の広域計画を策定、公表しなければならない。 議員及び長の選出方法は、直接選挙又は間接選挙による。 住民に直接請求権がある（条例制定改廃、議会の解散等）。 	
	<p>連携協約 (第252条の2)</p> <p>複数の地方公共団体が連携して、圏域全体のまちづくりの方向性や政策のあり方等を定めるために設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協約に連携する事務のほか、圏域全体の方向性を盛り込み得る。 具体的な連携の手法の基本方針を協約で定め、多様な連携の手法を円滑に実施することが可能。 連携の手法として、事務の代執行、条例の制定、民法上の請負契約など、多様な手法を柔軟に活用することが可能。 別法人を設立しない簡素で効率的な相互協力の仕組み。 	<p>①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。）</p> <p>②届出</p> <p>届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。</p>
	<p>協議会 (第252条の2の2)</p> <p>地方公共団体の区域を超えて行政の執行等を合理化するため、複数の団体が共同で設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有しないため、協議会固有の財産又は職員を有しない。 上記により権利義務の主体とはなれない。 協議会は、①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3つに分類される。 	<p>①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。連絡調整協議会の場合を除く。）</p> <p>②届出</p> <p>届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。</p>
	<p>機関等の共同設置 (第252条の7)</p> <p>執行機関の簡素化を図るために、複数の団体が委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同で設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属する。 管理執行に関する条例等は、各市町村のものが適用される。 	協議会の設置に準ずる。
	<p>事務の委託 (第252条の14)</p> <p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねるための制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務の委託の成立により、委託団体は、その範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。 受託団体が処理した効果は、委託団体に帰属する。 当該事務についての法令上の責任は、受託団体が負う。 	協議会の設置に準ずる。
	<p>事務の代替執行 (第252条の16の2)</p> <p>地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理、執行させるための制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の間において行う場合のほか、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって行うことができる。 他の地方公共団体の名において、管理・執行した事務の効果は、当該他の地方公共団体に帰属する。 当該事務についての法令上の責任は、当該他の地方公共団体に維持される。 	協議会の設置に準ずる。